

[別 冊]

全国老人福祉担当課長及び 介護保険担当課長会議資料

(介護保険制度移行に伴うつなぎ資金貸付制度について)

平成11年11月29日(月)

社会福祉・医療事業団

目 次 (案)

第1 説明事項

1. 介護保険制度移行に伴う経営資金（つなぎ資金）の貸付について 1
2. 介護保険制度移行に伴う経営資金（つなぎ資金）貸付制度の概要 3
3. 貸付契約から資金交付までの手続きについて 6

第2 参考資料

1. 経営資金（つなぎ資金）の借入申込から償還までの手続き（フロー） 8
2. 経営資金（つなぎ資金）に係る貸付利率分類表 10
3. 介護報酬債権の債権譲渡予約契約について 11
4. 任意繰上償還に伴う弁済補償金の目安 14
5. 経営資金（つなぎ資金）関係様式（記載例） 15
 - (1) 経営資金（つなぎ資金）借入要望者連名簿 16
 - (2) 経営資金（つなぎ資金）借入要望に関する意見書 18
 - (3) 経営資金（つなぎ資金）借入要望書 19
 - ① 借入要望書添付書類一覧表 20
 - ② 法人役員一覧 21
 - ③ 介護報酬見込額計算表 22
 - ④ 地域区分表 23
 - ⑤ 利用人数等実績調 24
 - ⑥ 不動産担保物件の状況 30
 - ⑦ 連帯保証人承諾書 31
 - ⑧ 担保物件評価認定申請書 32
 - (4) 経営資金（つなぎ資金）審査済通知書 34
 - (5) 金銭消費貸借契約証書（特約条項を含む。） 35
 - (6) 債権譲渡予約契約書 40
 - (7) 債権譲渡通知書 42
 - (8) 債権譲渡予約契約の解除に係る合意書 44
 - (9) 抵当権設定契約証書 45
 - (10) 資金交付請求書兼振込先預金口座届 49
 - (11) 償還元利金等振込先銀行指定届 50
 - (12) 経営資金（つなぎ資金）貸付制度事務説明会資料の必要部数について 51

第 1 說 明 事 項

1. 介護保険制度移行に伴う経営資金（つなぎ資金）の貸付について

(1) 平成12年4月の介護保険制度の導入に伴い運転資金を必要とする法人、事業所に対し、所要の資金の貸付けを行う予定です。このため、所要の財投枠及び貸付条件について、平成12年度予算概算要求を行っているところです。

予算成立後の来年4月に貸付契約及び資金交付を行えるよう検討しているところです。

なお、一定額を超える貸付金については、融資率を設定するかどうか等について、現在財政当局と折衝中ですので、決まり次第お知らせいたします。

(2) 借入要望の受付から資金交付までのスケジュールは、次表のとおりです。

借入要望については、平成11年12月20日から平成12年2月20日迄の間に受け付けることとしています。

審査結果については、その都度、都道府県及び法人に通知することとしています。

貸付契約については、11年度中に準備を整え、12年度予算成立後、一斉に契約を締結（4月11日予定）することとしています。

資金交付については、4月及び5月に必要な額を4月20日に、6月に必要な額を5月22日に交付することを予定しています。（P8～P9参照）

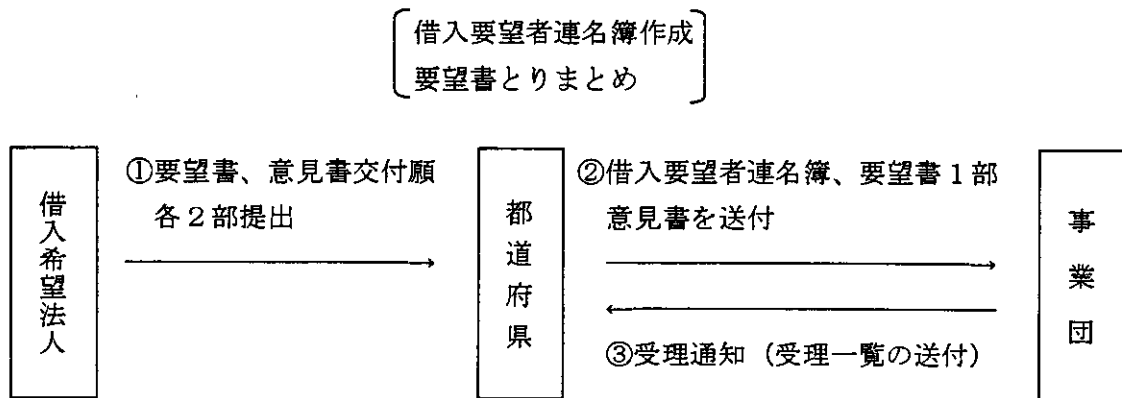
	12月			1月			2月			3月			4月			5月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
借入要望受理	← 受理期間 →																	
審査	← 審査 → (審査済通知書、契約、資金交付関係書類を送付)																	
貸付契約予定 (4月11日)	← (契約、資金交付関係書類の受領、確認) →																	
資金交付予定 (4月20日) (5月22日)	4/11 契約 4/20 交付 (4・5月分) 5/22 交付 (6月分)																	
	(各都道府県単位で説明会を開催)																	

(3) 本融資制度を円滑に実施するため、つなぎ資金の借入れを希望する法人に対する事務説明会については、各都道府県において適宜開催くださるようお願いいたします。

なお、資料については、後日送付いたしますので、必要部数を事業団に連絡願います。（P51参照）

(4) 借入要望書については、各都道府県において取りまとめていただき、借入要望者連名簿（P 1 6～P 1 7参照）を作成のうえ、要望書と一括して期間内に随時事業団に送付願います。

また、要望書の受理状況については、その都度、都道府県に通知することとしています。



(注) 法人からの直接の受付は行いません。

(5) 複数施設を経営する法人が借入を希望する場合は、つなぎ資金を必要とする全ての施設及び事業所について一括して行うようご指導願います。

ただし、県外施設を有する法人の場合は、当該県外施設分は、その施設の所在地の都道府県に提出することとなるので、ご留意願います。

(6) 意見書の交付については、従来、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長にお願いしてきましたが、介護保険法に基づく指定は都道府県知事が行うことに鑑み、つなぎ資金の貸付けにあたっては、都道府県知事に意見書（P 1 8参照）の交付をお願いいたしたいので、よろしくご協力方願います。

なお、意見書の交付にあたっては、貸付対象施設に対する介護保険法に基づく指定（準備）通知の状況を所定の欄にご記入いただくよう願います。

(7) 借入要望額の変更は、事務に多大な支障が生じますので、要望にあたっては、必要な借入額について十分検討を行うよう、ご指導をお願いします。

なお、貸付契約後の増額は認められないので周知をお願いします。

(注) 自己調達が可能額内の借入れは、ご遠慮願います。

2. 介護保険制度移行に伴う経営資金（つなぎ資金）貸付制度の概要

(1) 貸付けの対象は、介護保険法の指定を受ける介護老人福祉施設並びに居宅サービス事業所のうち、訪問介護サービス、訪問入浴介護サービス、通所介護サービス、短期入所生活介護サービス、痴呆対応型共同生活介護サービス及び特定施設入所者生活介護サービスを行う事業所（有料老人ホームは除く。）ですが、平成12年3月末日までに開設又は開業し、介護保険制度移行前に措置費等を受けているものに限られますので、ご留意願います。

(2) 貸付の相手方は、貸付けの対象となる指定介護老人福祉施設及び指定居宅サービス事業所を営する法人で、社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、民法第34条法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、厚生（医療）農業協同組合連合会及び民間事業者（NPO法人を含む。）です。

(3) 貸付金額は、次に掲げる「施設及び事業所ごとに定めた算定式」により算定した額の範囲内で、法人が必要とする額です。（10万円単位で、貸付の最低額は100万円）

なお、施設及び事業所ごとに定めた算定基礎単価及び地域倍率については、平成11年8月23日に公表された仮単価及び各地域の1点当り仮単価を基にしており、今後、告示単価と相違しても見直しは行わないこととしています。

[介護老人福祉施設]

(算定基礎単価)
{入所定員 × (325,000円 × 地域倍率) × 0.9 × 3月} 以内

[訪問介護サービス事業所]

(算定基礎単価)
{1カ月当りサービス提供時間数 × (4,100円 × 地域倍率) × 0.9 × 3月} 以内

[訪問入浴介護サービス事業所]

(算定基礎単価)
{1カ月当り延べ利用人数 × (12,500円 × 地域倍率) × 0.9 × 3月} 以内

[通所介護サービス事業所（単独・併設型）]

(算定基礎単価)
{1カ月当り延べ利用人数 × (6,600円 × 地域倍率) × 0.9 × 3月} 以内

[通所介護サービス事業所（痴呆専用単独・併設型）]

(算定基礎単価)
{1カ月当り延べ利用人数 × (8,300円 × 地域倍率) × 0.9 × 3月} 以内

[短期入所生活介護サービス事業所（単独・併設型）]

（算定基礎単価）

{1カ月当り延べ利用人数×（9,700円×地域倍率）×0.9×3月}以内

[痴呆対応型共同生活介護サービス事業所]

（算定基礎単価）

{1日当り平均利用人員×（235,000円×地域倍率）×0.9×3月}以内

[特定施設入所者生活介護サービス事業所]

（算定基礎単価）

{1日当り平均利用人員×（161,000円×地域倍率）×0.9×3月}以内

※ 地域倍率は、措置費の地域区分（P23参照）に準じて定められた「各地域の1点当り仮単価」に基づく次に掲げる倍率です。

① 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護サービス事業所

特別区（東京23区）	1.060倍	特甲地	1.050倍
甲地	1.030倍	乙地	1.015倍
丙地	1.000倍		

② ①以外の事業所

特別区（東京23区）	1.096倍	特甲地	1.080倍
甲地	1.048倍	乙地	1.024倍
丙地	1.000倍		

(4) 貸付利率については、現行の社会福祉・医療事業団福祉貸付における経営資金（以下「現行経営資金」という。）の金利を適用します。

従って、同じ種類の施設又は事業所であっても、経営主体によって適用利率が異なる場合があります。（P10参照）

(5) 償還期間については、現行経営資金と同様5年以内です。

なお、本貸付けについては、全て1年以内の据置期間を設けることとしています。

(6) 元金の償還方法は3箇月賦の均等償還とし、利息の支払方法も3箇月ごとの年4回の後払いとします。

(7) 今回の経営資金（つなぎ資金）は速やかな資金交付が求められておりますので、不動産担保は徴求せず、介護報酬債権の債権譲渡予約契約を締結することとしていますが、貸付金額が1億円以上と高額の場合は、併せて不動産担保を徴求します。

(8) 介護報酬債権の債権譲渡予約契約とは、将来、滞納等が発生した時に、国民健康保険団体連合会から支払われる介護報酬の一部又は全部を、法人に代わって、事業団が受領することを約束する契約です。(P 11～13参照)

(9) 連帯保証人は、原則として法人代表者を含め2名以上としますが、資産要件は問わないこととします。

なお、社会福祉振興・試験センターの債務保証は受けられないので、ご留意願います。

(10) 延滞損害金、違約金及び繰上償還に伴う弁済補償金については、事業団福祉貸付の一般貸付と同様の取り扱いです。

- ・ 延滞損害金 年14.5%
- ・ 違約金 年(14.5%－約定利率)
- ・ 弁済補償金 P14参照

3. 貸付契約から資金交付までの手続きについて
(法人が行っていただく手続きの流れ等です。)

(1) 事業団が法人に審査済通知書 (P 3 4 参照) を送付する際に、次の契約関係書類を同封します。

- ・ 金銭消費貸借契約証書 (P 3 5 ~ 3 9 参照)
- ・ 債権譲渡予約契約書 2 通 (P 4 0 ~ P 4 1 参照)
- ・ 債権譲渡通知書 3 部 1 組 (P 4 2 ~ 4 3 参照)
- ・ 資金交付請求書兼振込先預金口座届 (P 4 9 参照)
- ・ 償還元利金等振込先銀行指定届 (P 5 0 参照)

貸付金額が 1 億円以上の場合は次の書類も同封します。

- ・ 抵当権設定契約証書 (P 4 5 ~ 4 8 参照)

(2) 上記の契約関係書類に必要事項を記入し、関係者の所定の印を押印のうえ、次に掲げる書類を添えて、指定期日までに事業団に提出してください。

- ・ 法人の印鑑証明書 2 通
- ・ 保証人の印鑑証明書各 1 通

貸付金額が 1 億円以上の場合は、次の書類も添えてください。

- ・ 担保提供者の印鑑証明書各 1 通
- ・ 火災保険証券写及び質権設定承諾請求書 (建物を担保に提供する場合)
(注) 質権設定承諾請求書は火災保険会社からお求めください。

(3) 借入要望書提出時に、介護保険法による指定 (準備) 通知書の交付を受けていなかった場合は、契約関係書類と一緒に「指定 (準備) 通知書の写し」も提出してください。

(4) 事業団は、提出された契約関係書類を確認し、12年4月11日 (予算成立後) に全ての法人と貸付契約を締結します。その証として、法人に対して、次の書類をお送りします。

- ・ 金銭消費貸借契約証書の写し
- ・ 債権譲渡予約契約書 1 通
- ・ 貸付受入金証書の写し

貸付金額が1億円以上の場合は、抵当権の設定登記と債権譲渡予約契約の解除に必要な次の書類も一緒にお送りします。

[抵当権の設定登記に必要な書類]

- ・ 抵当権設定契約証書
- ・ 登記委任状
- ・ 事業団の登記簿抄本
- ・ 質権設定承諾請求書（建物が担保の場合）

[債権譲渡予約契約の解除に必要な書類]

- ・ 債権譲渡予約契約の解除に係る合意書2通（P44参照）

(5) 上記(4)の書類が届きましたら直ちに抵当権設定登記の手続きを執り、登記完了後、次の書類を事業団に提出してください。

- ・ 登記済の抵当権設定契約証書
- ・ 抵当権設定後の担保物件の登記簿謄本
- ・ 質権設定済火災保険証券原本（建物が担保の場合）

なお、抵当権の設定登記が確認できるまで、第2回目（5月22日予定）の資金交付は保留いたしますので、ご留意ください。

(6) 事業団は、抵当権設定登記が確認でき次第、債権譲渡予約契約を解除することとしておりますので、上記(5)の書類と一緒に次の書類を提出してください。

- ・ 債権譲渡予約契約の解除に係る合意書2通

事業団では、抵当権設定登記を確認後、提出された合意書に押印して1通を法人に送付するとともに、債権譲渡通知書3部1組を返却いたします。

(7) 2回目の資金交付を行った後、借入金の償還年次表をお送りしますので、償還期日及び償還金額を確認し、約定償還日になりましたら、「償還元利金等振込先銀行指定届」で法人が指定した事業団の口座にお振り込みください。

なお、約定期日が近づきますと、事業団から振込案内を送付いたします。